

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員：減少率を毎年低下【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】</p>	<p>○地域公共交通計画の策定件数：2024年度末までに1,200件</p> <p>○地域公共交通計画を立地適正化計画と併せて策定した市町村数：2024年度末までに400市町村</p>	<p>15. 地域公共交通計画の作成・実施の促進</p> <p>a. 公共交通分野とまちづくり分野との連携強化に取り組み、地域公共交通計画及び立地適正化計画を一体的に策定するように相互に働きかける。</p> <p>b. 地域公共交通計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、立地適正化計画を作成していない市町村にあっては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を併せて作成することの重要性を明記し、その周知を図る。</p> <p>c. 2020年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法等を活用しつつ、先進的な事例の積極的な横展開等を通じて、公共交通ネットワーク構築を着実に実施するとともに、次期交通政策基本計画を踏まえた施策を着実に推進していく。 《国土交通省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		
<p>○都市計画道路の見直しを行った市町村数の割合：2023年度末までに90%</p>	<p>○都市計画道路の見直しの検討に着手した市町村数の割合：2023年度末までに100%</p>	<p>16. 都市計画道路の見直し</p> <p>a. 「都市計画道路の見直しの手引き」を全国の担当者が集まる会議で周知するなど、横展開を図る。《国土交通省》</p>	<p>→</p>		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数：2025年において400万戸程度におさえる</p> <p>○既存住宅流通の市場規模：2025年までに8兆円</p> <p>※社会資本整備審議会住宅宅地分科会等において審議中</p>	<p>○空き家・空き店舗等の再生による新たな投資：2020年度～2022年度の平均値で3.7億円</p> <p>○空家等対策計画を策定した市区町村数の割合：2025年末までにおおむね8割 ※社会資本整備審議会住宅宅地分科会等において審議中</p> <p>○低未利用土地権利設定等促進計画の作成件数：2023年度末までに約35件 ○立地誘導促進施設協定の締結数：2023年度末までに約25件</p>	<p>17. 既存ストックの有効活用</p> <p>（先進的取組や活用・除却への支援）</p> <p>a. 「全国版空き家・空き地バンク」による情報提供の充実化等を実施し、全国版バンクを通じた空き家等のマッチングを促進する。</p> <p>b. 空き家等の流通促進のために先進的な取組を行う団体の優良事例を収集、全国版バンク内に事例紹介ページを設置し、横展開を実施する。</p> <p>c. 自治体向けのガイドラインの作成など、自治体による空き家バンク設置に向けた支援を実施する。</p> <p>d. 管理不全土地等の利活用・管理に向けて、利用ニーズのマッチング等を促進するランドバンクについてモデル調査の実践を通じ、必要な制度見直し等のとりまとめを行い、制度の見直しを実施する。</p> <p>e. 「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」や不動産の流通に係る税制の特例措置等により、不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の活用を促進する。</p> <p>f. 空き家等の利活用事業に係る好事例の蓄積・横展開を図り、地域の不動産業者等が小口資金を募ることにより空き家等の利活用事業に取り組むことができるよう、事業の管理者となるための不動産証券化に関する法務・税務等の知識を付与する講習の実施等を行う。</p> <p>g. 空家等対策計画の策定を促進し、地方公共団体が行う周辺に悪影響を及ぼす空き家等の除却、空き家を活用し地域活性化に資する施設へ改修する取組に対して支援を実施する。</p> <p>h. 空き家・空き室を活用したセーフティネット住宅について、登録目標の達成状況等を踏まえ、地方公共団体に対し、賃貸住宅供給促進計画の策定による登録基準の合理化や支援制度の充実の働きかけを行うなど登録促進に取組む。</p> <p>i. 市町村や民間事業者等が行う空き家対策のための人材育成や相談体制の構築、空き家対策に関する新たなビジネスの構築等のモデル的な取組に対して支援を実施する。</p> <p>j. 改正都市再生特別措置法（2018年7月施行）等で創設した都市のスポンジ化対策等に関する各種制度について、立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図る。 《国土交通省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数：2025年において400万戸程度におさえる</p> <p>○既存住宅流通の市場規模：2025年までに8兆円</p> <p>※社会資本整備審議会住宅宅地分科会等において審議中</p>	<p>○不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数：2022年度に400,000件</p> <p>※不動産情報に係る新たな指標の充実：2021年度までに公表</p>	<p>17. 既存ストックの有効活用</p> <p>（情報の充実等）</p> <p>a. 不動産総合データベースの取組として、官民が保有する各種不動産関連データの連携がより一層行われるよう環境整備を進めるとともに、不動産情報に係る新たな指標の公表を行うことで不動産情報基盤を充実させつつ、地方公共団体とも連携し、具体的な活用方法を示すことにより、価格指数をはじめとする不動産情報基盤を改善する。《国土交通省》</p>	→		
	<p>○インスペクションを受けた既存住宅売買瑕疵保険の加入割合：2025年までに20%</p> <p>※社会資本整備審議会住宅宅地分科会等において審議中</p>	<p>b. 国が専門家によるインスペクションの活用の促進や、「安心R住宅」制度の周知・普及等を通じ、売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備する。《国土交通省》</p>	→		
		<p>（売主と買主の情報の非対称性を低減させるための取組の推進）</p> <p>a. 国内におけるインスペクション活用に係る実態調査を実施する。</p> <p>b. 住宅市場に占める既存住宅の流通シェアが高い諸外国におけるインスペクションの実態、制度的背景、商習慣等を把握し、我が国への導入の課題等の調査分析を行い、制度の運用改善を図る。</p> <p>《国土交通省》</p>	→	→	

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○固定資産台帳の更新状況：毎年度100%</p>	<p>17. 既存ストックの有効活用</p> <p>（未利用資産等の活用促進）</p> <p>a. 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行うなど、管理処分の多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じる。《財務省》</p> <p>b. 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。《総務省》</p> <p>c. 各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳（既存施設更新・新規施設整備）、維持補修費も含めた決算情報 <p>有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。《総務省》</p> <p>d. 公有財産の有効活用を促進するため、作成した手引きを普及させるとともに、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開する。《関係省庁》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○国公有財産の最適利用プランを策定した数：目標は設定せず、モニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○市区町村等との間で設置した協議会の数：増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>17. 既存ストックの有効活用</p> <p>（地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検）</p> <p>a. 全市区町村等と財務省財務局・財務事務所間において、連携窓口の設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等を実施し、最適利用プランの策定を行う。</p> <p>b. 各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行うとともに、国公有財産の最適利用プランを策定した数のモニタリングの結果を踏まえ、同プランの策定と定期的な点検に関して必要な改善策を講じる。</p> <p>《財務省、総務省》</p>	→	→	
<p>○長期相続登記等未了土地が解消された数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>○変則的な登記がされている土地が解消された数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p>	<p>○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、長期相続登記等未了土地の解消作業に着手した数：2020年度末までに約140,000筆</p> <p>○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、変則的な登記がされている土地の解消作業に着手した数：2020年度末までに約15,000筆</p>	<p>18. 所有者不明土地の有効活用</p> <p>（相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み、土地を手放すための仕組み等）</p> <p>a. 所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等について、必要な制度改正を実施する。</p> <p>b. 筆界特定制度の新たな活用策等を実施する。</p> <p>《法務省》</p> <p>（長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消）</p> <p>a. 民法・不動産登記法の改正を踏まえて、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消方策の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>《法務省》</p> <p>（遺言書保管制度の円滑な導入）</p> <p>a. 2020年7月から運用が開始されている遺言書保管制度の普及を図る。</p> <p>《法務省》</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○地域福利増進事業における利用権の設定数：2019年6月から10年間で累計100件</p>	<p>○所有者不明土地の収用手続きに要する期間（収用手続きへの移行から取得まで）：2019年6月以降に手続きを開始したものは約21か月（約1/3短縮）</p>	<p>18. 所有者不明土地の有効活用</p> <p>（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行、土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策）</p> <p>a. 民事基本法制の見直しも踏まえ、土地基本方針の改定を実施する。</p> <p>b. 改定後の土地基本方針や国土審議会における調査審議・とりまとめを踏まえ、所有者不明土地法施行3年経過の見直しに向けた検討を実施し、必要な制度見直し等を実施する。《国土交通省》</p>	→	→	
<p>○全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア：2023年度末までに8割</p>	<p>○新制度による所有者不明農地の活用面積：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p>	<p>（所有者不明農地に関する新たなスキーム等）</p> <p>a. 制度の浸透を図り、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するとともに、半期毎に活用事例を収集し、HP上で公表する取組を実施する。《農林水産省》</p>	→		
<p>○私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合：2028年度末までに5割</p>	<p>○私有人工林が所在する市町村のうち、新たな制度の下で森林の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合：2023年度末までに10割</p>	<p>（所有者不明森林に関する新たなスキーム等）</p> <p>a. 森林経営管理法が円滑に運用されるよう、説明会等で制度の周知を図るほか、先進事例を調査・分析し、普及を図る。</p> <p>b. 引き続き、制度の周知を図るとともに、先進地以外の取組の参考となる多様な事例の調査・分析を進め、取組を全国に横展開する。</p> <p>c. 林地台帳を活用しつつ、森林の経営管理の集積・集約化を推進する。また、地方交付税措置により支援する。《農林水産省》</p>	→	→	→

3. 地方行財政改革等

持続可能な地方行財政基盤を構築するため、将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討や地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革に取り組むとともに、見える化、先進・優良事例の横展開、公営企業・第三セクター等の経営抜本改革を推進する。
 ・安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保した上で、臨時財政対策債の発行額（減少の方向）、地方公共団体財政健全化法に基づく健全化判断比率・資金不足比率（改善の方向）

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○歳出効率化の成果 ※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理時間等）を把握し、公表</p>	<p>○窓口業務のアウトソーシングの実施件数【2023年度までに485団体】</p> <p>○標準委託仕様書等を参考にする自治体数【2021年度に160団体】</p> <p>○総合窓口を導入した自治体数【2023年度までに370団体以上】</p> <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務数</p> <p>○基準財政需要額の算定への反映を開始した対象業務における算定項目別の経費水準の見直し額【見直し予定額の100%】</p>	<p>1. 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映</p> <p>a. 「業務改革モデルプロジェクト」による歳出効率化（業務コストの抑制、処理時間短縮等）の優良事例の横展開や標準委託仕様書等の情報提供及びフォローアップにより、地方自治体における取組状況を踏まえ、窓口業務の委託等の業務改革の取組を進める。《総務省》 →</p> <p>b. 総務省・各自治体において、窓口業務等の民間委託の業務別団体規模別の取組状況（実施率、業務分析手法活用の有無や具体的な委託事務の範囲等）、住民一人当たりコスト、歳出効率化効果や今後の対応方針について、「見える化」・比較可能な形で公表。《総務省》 →</p> <p>c. 歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなもののうち、基準財政需要額の算定への反映を行うこととしている業務について、段階的な導入を完了。《総務省》 →</p> <p>d. 窓口業務の委託に係る基準財政需要額の算定への反映について、地方自治体における取組状況等を踏まえ、今後の方針を検討する。《総務省》 →</p>			
<p>自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）計画に基づきKPI設定</p>		<p>2. 自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）計画の推進</p> <p>a. 2020年12月に策定するDX計画に基づき自治体DXを推進するとともに必要に応じ計画の改善を図る。DX計画をはじめとする地方のデジタル化について経済・財政一体改革推進委員会のWGでフォローアップをする。《総務省》 →</p> <p>b. 地域情報化アドバイザー、地方創生人材支援制度に基づくデジタル専門人材の派遣に加え、デジタル人材確保を支援するための仕組みを2020年内に具体化し、自治体DXを支えるデジタル人材の確保に取り組む。《総務省》 →</p>			

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】</p>	<p>○経営戦略の見直し率【2025年度までの見直し率100%】</p> <p>○収支赤字事業数【2017年度決算（938事業）より減少】</p>	<p>3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進</p> <p>a.経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。《総務省》</p> <p>b.経営戦略が未策定の事業についてフォローアップを実施し、早期策定を促すため、地方団体に対するアドバイザー派遣による支援制度を創設するとともに、策定済の事業について一定期間ごとの見直しを推進。《総務省》</p> <p>c.経営比較分析表について、これまで順次公表してきた9分野における抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に比較できる形での公表を検討するなど、公営企業の全面的な「見える化」を強力に推進。《総務省》</p> <p>d.水道、下水道などの公営企業についてICT等デジタル技術を活用した管理を推進。《総務省、関係府省庁》</p> <p>e.経営戦略に沿った取組等の進捗状況を踏まえつつ、今後の公営企業制度の在り方の見直しを含め、公営企業の経営改革を更に推進する方策について検討。《総務省》</p>	→	→	→
	<p>○重点事業における公営企業会計の適用自治体数（人口3万人未満）【2024年度予算から対象団体の100%】</p> <p>○その他の事業における公営企業会計の適用事業数【増加】</p>	<p>4. 公営企業会計の適用促進</p> <p>a.重点事業（下水道、簡易水道事業）について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の団体においても、特に小規模な団体の取組が円滑に進むよう支援するなど公営企業会計の適用を一層促進。《総務省》</p> <p>b.その他の事業（港湾整備、市場、と畜場、観光施設等）について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。《総務省》</p>	→	→	→

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】</p>	<p>○広域連携に取り組むこととした市町村数【2022年度までに650団体】</p> <p>○システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数【2022年度末までに47都道府県】</p> <p>○水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等が全体に占める割合【2025年度までに100%】</p>	<p>5. 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>b. 各都道府県における2022年度までの水道広域化推進プランの策定に向けた取組状況を把握・公表し、システム共同化等のデジタル化を含めたシミュレーション及び今後の広域化に係る推進方針等を定め、必要に応じてPPP/PFIをはじめとした官民連携手法の活用を盛り込んだプラン策定を促すとともに、本プランに基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>c. 官民連携活用の好事例、先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、料金の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理（水道事業者等における水道施設台帳の電子化や、水道情報活用システム・スマートメーター等のCPS/IoTの活用）、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p> <p>d. 水道情報活用システムの全国への水平展開を進めるため、ベンダー各社の連携や水道標準プラットフォームの周知の促進、関連機器の標準化、技術開発の進展や情報利活用の高度化等への対応のためのシステム標準仕様の改定等への支援。</p> <p>《総務省、厚生労働省、経済産業省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標【収支（改善）、繰出金（抑制）】</p>	<p>○広域化に取り組むこととした地区数（着手または完了した地区数）【2022年度までに450地区】</p> <p>○システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ下水道広域化・共同化計画を策定した都道府県数【2022年度末までに47都道府県】</p>	<p>6. 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進</p> <p>a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。</p> <p>b. 改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。</p> <p>c. 都道府県に対し、下水道事業のシステム標準化を含むデジタル化の推進に加え、必要に応じて多様なPPP/PFIの活用を盛り込んだ広域化・共同化計画を2022年度までに策定するよう要請。</p> <p>d. 各都道府県における広域化・共同化計画の策定状況を把握・公表し、2022年度までの策定にあたっての課題を整理するとともに、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。</p> <p>e. 先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、多様なPPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。</p> <p>f. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。</p> <p>《総務省、農林水産省、国土交通省、環境省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>
	<p>○再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等に係る新公立病院改革プランを策定した病院数及びそれらの取組を実施した病院数【地域医療構想に関する進め方の整理を踏まえ目標の在り方を検討の上、設定】</p>	<p>7. 公立病院の再編・ネットワーク化等を推進</p> <p>a. 地域医療構想に関する取組の進め方の整理を踏まえ、新公立病院改革ガイドラインの取扱いについてその方向性を示す。《総務省》</p> <p>b. 新公立病院改革プランの着実な実施等を通じ、再編・ネットワーク化や地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入等を推進。《総務省》</p> <p>c. 経営改革の進捗状況を定量的に把握するとともに各取組の成果を検証し、必要な取組を検討。《総務省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○経営健全化のための方針の策定要件①～③のいずれかに該当する第三セクター等のうち、該当する要件に係る数値（債務超過額など）が改善している第三セクター等の数</p> <p>①債務超過法人</p> <p>②時価で評価した場合に債務超過になる法人（土地開発公社の場合、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含む）</p> <p>③地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの合計額の標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準に達している場合 【増加、進捗検証】</p> <p>○第三セクター等に対する財政支援額（補助金、損失補償、債務保証）</p>	<p>○経営健全化のための方針の策定率 【全対象団体で策定】</p>	<p>8. 第三セクター等について経営健全化のための方針に基づく取組を推進</p> <p>a. 財政的リスクの高い第三セクター等と関係を有する地方自治体における経営健全化のための方針に沿った取組状況を把握・公表するとともにその取組を推進。《総務省》</p> <p>b. 経営健全化のための方針の策定状況を調査し、未策定の団体に対して策定を促すなど取組を推進。《総務省》</p>	<p>→</p> <p>→</p>		

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○「見える化」・一覧化された情報を財政運営の参考とした地方公共団体数【全団体】</p> <p>○統一的な基準による地方公会計を資産管理向上に活用した地方公共団体数【全団体】</p> <p>○各団体のB P Rによる業務改革の効果把握を図るための指標</p> <p>※全国一律の効果指標設定は困難であり、団体毎に手法に応じた歳出効率化効果等（業務コスト（金額）、処理手続時間等）を把握し、公表</p>	<p>○地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算の差額及び対応関係について「見える化」</p> <p>○地方単独事業（ソフト）の決算情報の全国の状況を「見える化」</p> <p>○基金の考え方・増減の理由・今後の方針について、統一的な様式で公表した地方公共団体数【2021年度に全団体】</p> <p>○統一的な基準による地方公会計の情報について、比較可能な形で分析・公表した地方公共団体数【2025年度までに全団体】</p> <p>○住民一人当たり行政コスト等を「見える化」した地方公共団体数【2021年度に全団体】</p> <p>○決算年度の翌年度までに財務書類の作成・更新を完了している地方公共団体数【2025年度までに全団体】</p>	<p>9. 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開</p> <p>a.地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について、より分かりやすくなるよう工夫した上で見える化に取り組む。《総務省》</p> <p>b.地方単独事業（ソフト）について、試行調査を行い明らかになった課題（歳出区分の設定の在り方、歳出区分への計上精度の向上、システム改修による対応の必要性など）の解消に向けて取り組み、法令との関係を含めて「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>c.各年度の決算について、地方公共団体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表・一覧化により「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>d.統一的な基準による地方公会計について、経年・団体間比較が可能な形で「見える化」を推進するとともに、標準化された基本項目を記載した固定資産台帳のデジタル化や、固定資産台帳のデータと個別の施設とをコードの設定により紐付けて公共施設等の適正管理に活かす取組などの促進を図り、資産管理向上や予算編成に活用している取組事例の共有に取り組む。《総務省》</p> <p>e.住民一人当たり行政コストやストック情報等について、直近の決算統計データ等を用いて更新・公表を行い、「見える化」を推進。《総務省》</p> <p>f.地方自治体における財務書類等の作成・更新について、仕訳作業の早期化・分散化、予算科目と公会計の勘定科目の統一化等の取組事例の収集・公表、職員研修等の実施、知見・ノウハウを有する専門人材の活用促進、デジタル化等により早期化を図る。《総務省》</p> <p>g.地方単独事業を含め、医療・介護、教育や子ども・子育てに係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討。《関係府省庁》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
○パフォーマンス指標を活用し、事業の点検・改善を行った国庫支出金の割合【100%】	○国庫支出金の設定済パフォーマンス指標の「見える化」実施割合【100%】	<p>10. 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、配分のメリハリ付けの促進</p> <p>a. 所管府省における国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、事業の点検・改善を促す。また、「見える化」の促進のため、「見える化」の事例を収集し、「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の充実を図る。《内閣府、制度所管府省庁》</p>	→		
○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」を活用した、類似団体間の比較等の分析事例の件数【増加】	○「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」における、 ・月平均アクセス回数【増加】 ・月平均データダウンロード回数【増加】	<p>11. 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース</p> <p>a. 2020年度の「経済・財政と暮らしの指標『見える化』データベース」の地方自治体への利活用状況アンケートの結果を踏まえつつ、更なる利活用促進のための機能強化を実施するとともに、更なる利便性向上に向けた改善を検討する。《内閣府》</p> <p>b. 2021年度における検討を踏まえ、利便性向上に向けて必要な措置を講じ、その内容について自治体への広報を進めるとともに、引き続き残された課題の検討・改善を進める。《内閣府》</p>	→	→	

地方行財政改革等 1. 持続可能な地方行財政基盤の構築

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
○人口の社会減の緩和・社会増など（事後的に検証）	○連携中枢都市圏等の形成数 【連携中枢都市圏は2022年度までに35圏域。定住自立圏は2024年度までに140圏域】 ○各圏域において取り組む施策や事業に応じて設定した成果指標（K P I）の達成率【進捗検証】	1 2. 地方自治体の多様な広域連携の推進等 a. 連携中枢都市圏等の広域連携に取り組む団体に対し、地方財政措置等を通じ支援を実施。《総務省、関係府省庁》 b. 今後の人口減少・少子高齢社会を見据えた先進的な事例に係る知見の収集を強化するとともに、これまでの取組の分析・検証、取組事例に関する情報提供等により、取組の横展開を促進。《総務省、関係府省庁》 c. 第32次地方制度調査会答申を踏まえ、それぞれの地域における行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通し（「地域の未来予測」）の作成について、国として具体的な分野・指標等を提示するなど、連携中枢都市圏や定住自立圏のほか多様な広域連携に取り組む地方自治体間の合意形成を支援。《総務省》 d. 新型感染症拡大を契機としたデジタル化の要請等を踏まえ、隣接していない自治体間の連携の在り方について検討する。《総務省、関係府省庁》 e. 2020年度に実施した国が法令に基づき地方自治体に作成を求める計画に関する調査を踏まえ、極力複数地方自治体での共同作成が可能となるよう、関係府省庁において必要な措置を講ずる。《内閣府、総務省、関係府省庁》 f. 複数の地方自治体が連携して実施する公共施設等の集約化・複合化の取組について地方財政措置を講じる。《総務省》	→	→	→
		1 3. 地方の独自財源の確保（法定外税及び超過課税の活用の促進） a. 課税自主権の一層の活用を図る観点から、情報提供など地方団体への支援。《総務省》	→		
		1 4. 将来の人口構造の変化に対応した行財政制度の在り方の検討 a. 基準財政需要額の在り方を含め、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方について、第32次地方制度調査会答申も踏まえつつ、検討する。《総務省、関係府省庁》	→		
○法定外税や超過課税による税收	○法定外税や超過課税の導入団体及び件数				
—	—				

個性と活力ある地域経済の再生に向けて、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における各種KPIの達成を目指す。また、人口急減地域においては、地域社会・経済の維持に困難が生じており、地域づくりを行う人材の確保を図る。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○まち・ひと・しごと創生事業費の算定に使用している指標（若年者就業率、女性就業率、転入出者人口比率等）</p> <p>○地方の自主的な取組を前提として、経済再生と合わせた地方財政分野全体における改革の成果を事後的に検証する指標（地方税収入額、地方債依存度）</p>	<p>○まち・ひと・しごと創生事業費のうち、「人口減少等対策事業費」に占める成果反映配分の割合 【地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、2024年度までに、5割以上】</p>	<p>15. 地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討</p> <p>a. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税算定のうち、「人口減少等特別対策事業費」について、「成果」を反映した配分割合を5割以上とすることを目指し、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等を踏まえ、必要に応じ更なる見直し。《総務省》</p>			
<p>○生活支援などの自主事業の実施等により収入の確保に取り組む地域運営組織の割合 【2024年度までに60%】</p>	<p>○地域運営組織の形成数 【2024年度までに7,000団体】</p>	<p>16. 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる</p> <p>a. 地方公共団体や地域運営組織と連携した情報交流や優良事例の横展開。</p> <p>b. 地域運営組織の形成状況等を踏まえ、各地域の実情に応じ、ブロック別研修会の開催等を通して、地域運営組織の形成や地域の多様な組織との連携を促進。</p> <p>c. 全国の自治体に対して取組状況を調査し、小さな拠点・地域運営組織の状況を一覧にしてHPで公表、内容を充実。</p> <p>d. 法人化促進のためのガイドブックや小さな拠点税制等を活用し、法人化の促進等、地域運営組織の持続的な取組体制の構築を推進。</p> <p>e. 地方創生推進交付金等も活用して支援するとともに、地方交付税措置により支援。</p> <p>《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局》</p>	→	→	→

地方行財政改革等 2. 個性と活力ある地域経済の再生

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体において設定したK P Iの達成 （事前に設定したK P Iを達成した事業数／交付金対象事業数） 【目標：77%】</p> <p>○地方創生推進交付金事業全体の効果 （経済波及効果等） 【目標：1.6倍】</p>	<p>○地方創生推進交付金対象事業について、地方公共団体におけるK P Iの設定 （K P Iを設定した事業数／交付金対象事業数） 【目標：全事業】</p> <p>○地方公共団体のK P I達成に貢献する可能性が高い取組である「適切なK P I設定」、「安定した人材の確保」、「地域主体の参加促進」、「事業改善方針の明確化」の実施率 【目標：50%】</p>	<p>17. 地方創生推進交付金の効果向上</p> <p>a.効果的な事業の採択 2021年度における地方創生推進交付金について、①K P Iの実績見込みや効果検証結果、②自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等を備えた先導的な取組内容か、を審査のうえ、効果が見込まれる事業を採択。</p> <p>b.地方公共団体における検証体制の整備等 ・ガイドライン等を活用し、地方公共団体による取組の効果的な検証体制や環境整備を促進 ・地方創生推進交付金の効果検証を実施</p> <p>c.先駆的な取組の全国展開 地方創生に係る特徴的な取組事例の公表やアウトリーチ活動等を通じ、先駆的な取組の全国展開を推進。</p> <p>d.必要予算の確保 2022年度予算において、所要額を計上。 《内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府》</p>			

国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に向けた次世代型行政サービスの推進					
KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
デジタル・ガバメント実行計画で規定		18. デジタル・ガバメント実行計画の推進及び施策の実現の加速化 a. 年内に策定されるデジタル・ガバメント実行計画に沿って対応。 《内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室》			→
国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針及びデジタル・ガバメント実行計画で規定		19. 国家公務員のDXの推進 a. 年内に策定予定の国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針及びデジタル・ガバメント実行計画に沿って対応。 《内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、内閣人事局》			→
デジタル・ガバメント実行計画で規定		20. マイナンバー制度の抜本的改善 a. マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WGで策定される工程表に沿って対応。 《内閣官房番号制度推進室、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室》			→
デジタル・ガバメント実行計画で規定		21. 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速 a. マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WGで策定される工程表及びデジタル・ガバメント実行計画に沿って対応。 《内閣官房番号制度推進室、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、総務省》			→
データ戦略及びデジタル・ガバメント実行計画で規定		22. 分野間データ連携基盤の構築やオープンデータ化の推進 a. 政府のデータ戦略及びデジタル・ガバメント実行計画に沿って対応。 《内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室》			→

4. 文教・科学技術

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

・OECD・PISA調査等の各種調査における水準の維持・向上

※科学リテラシー等、読解力、数学リテラシーなど、世界トップレベルの維持・向上（PISA(2015, 2018)：科学リテラシー(1位, 2位)、読解力(6位, 11位)、数学リテラシー(1位, 1位)）

※知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県・政令市・市区町村の割合</p> <p>※（都道府県）2018年度：91.5% →2021年度：100%</p> <p>※（政令市）2018年度：85% →2021年度：100%</p> <p>※（市区町村）2018年度：21% →2021年度：50%</p>	<p>○少子化の進展（児童生徒数、学級数の減少等）及び小規模化した学校の規模適正化の動向、学校の課題（いじめ・不登校、校内暴力、外国人児童生徒、障害のある児童生徒、子供の貧困等）に関する客観的なデータ、教育政策に関する実証研究の結果等を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しの策定状況</p> <p>※2019年度：50.7%→2021年度：100.0%</p>	<p>1. 教育政策の実証研究を推進するとともに、同実証研究の進展等を踏まえた教職員定数の中期見通しの策定</p> <p>a. 義務教育9年間を見通した指導体制に関する調査研究の進捗状況や、小学校高学年からの教科担任制の導入に係る中央教育審議会等の審議状況を踏まえ、更なる実証研究を推進。</p> <p>b. 学校における働き方改革の取組の効果等を測り、教師に関する勤務環境について検討を進めるため、公立小中学校の教職員の勤務実態について調査・分析を実施。</p> <p>c. 教育政策に関する実証研究の進展や都道府県・指定都市の動向等を踏まえ、必要に応じ、公立小中学校の教職員定数の中期見通しの改定を検討。</p> <p>d. 中期見通しを踏まえた都道府県・指定都市の方針策定計画についてフォローアップ。</p> <p style="text-align: right;">《a-d: 文部科学省》</p>	→	→	→
<p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合</p> <p>※（都道府県）2018年度：87.2% →2021年度：100%</p> <p>※（政令市）2018年度：55% →2021年度：80%</p> <p>※（市区町村）2018年度：47% →2021年度：70%</p>	<p>○特別免許状授与件数</p> <p>※2016年度：延べ1,101件 →2021年度：延べ1,600件</p> <p>○外国語指導助手（ALT）等の配置状況</p> <p>※2017年度：12,912人（小学校） →2021年度：15,000人（小学校）</p> <p>○部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている市町村の割合</p> <p>※2019年度：65.2%→2021年度：70%</p> <p>○学校事務の共同実施を実施している市町村の割合</p> <p>※2018年度：63.8% →2021年度：75%</p>	<p>2-1. 学校における働き方改革</p> <p>（外部人材の活用等によるチームとしての学校の推進）</p> <p>a. 専門スタッフ配置実績等を踏まえ、更なる適正配置方策を検討</p> <p>b. 配置実績等を踏まえ、更なる適正配置を促進。</p> <p>（部活動における外部人材や民間機関の活用）</p> <p>c. 国のガイドラインを踏まえた運動部・文化部活動改革の状況に係るフォローアップを行いつつ、好事例の普及や地域の実情に応じた取組を促進。</p> <p>（学校事務の共同実施）</p> <p>d. 学校事務の共同実施状況等を踏まえ、必要に応じて支援を行いつつ自治体の取組を推進。</p> <p style="text-align: right;">《a-d: 文部科学省》</p>	→	→	→

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県・政令市・市区町村の割合 <small>※（都道府県）2018年度：91.5% →2021年度：100%</small> <small>※（政令市）2018年度：85% →2021年度：100%</small> <small>※（市区町村）2018年度：21% →2021年度：50%</small></p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合 <small>※（都道府県）2018年度：87.2% →2021年度：100%</small> <small>※（政令市）2018年度：55% →2021年度：80%</small> <small>※（市区町村）2018年度：47% →2021年度：70%</small></p> <p>○児童生徒の情報活用能力に関する指標を設定<small>※データなし「情報活用能力調査」の実施を踏まえ検討</small></p> <p>○ICTを活用した授業頻度（ほぼ毎日）の割合 <small>※2019年度：小学校37.1%、中学校43.6% →2023年度100%</small> <small>（参考）OECD TALIS2018調査「児童生徒に課題や学級での活動にICTを活用させる」 日本（小学校24.4%、中学校17.9%） 参加国平均（小学校：-%、中学校51.3%）</small></p> <p>○初等中等教育段階において、遠隔教育を実施したいができていない学校の割合 <small>※2020年3月12.0%→2023年度：0%</small></p> <p>○教師のICT活用指導力の向上 ・授業にICTを活用して指導する能力 <small>※2020年3月69.8%→2023年度までに100%</small> ・児童生徒のICT活用を指導する能力 <small>※2020年3月71.3%→2023年度までに100%</small></p>	<p>○学習者用コンピュータの整備状況 <small>※2020年度：義務教育段階の児童生徒1人に1台 （※2020年3月：公立小学校5.5人に1台、公立中学校4.8人に1台）</small></p> <p>○高速大容量の通信ネットワークの整備状況 <small>※2020年3月96.6%→2022年度：100%</small></p> <p>○学習者用デジタル教科書の整備状況 <small>※2020年3月：8.2% →2025年度：義務教育段階の学校において100%</small></p> <p>○ICT支援員の活用状況 <small>※2020年3月：約2,500人→2022年度：4校に1人程度</small></p> <p>○ICT活用指導力に関する研修を受講した教員の割合 <small>※2020年3月50.1%→2023年度までに100%</small></p> <p>○統合型校務支援システムの導入率 <small>※2020年3月：64.8%→2022年度：100%</small></p> <p>○ICT活用教育アドバイザーによる助言・支援の実施状況 <small>※現状値データなし、今年度末に調査 →2021年度：助言・支援を必要としている全自治体</small></p>	<p>2-2（1）．教育の情報化の加速</p> <p>（学校ICT環境の整備） a. 市町村ごとの整備状況や活用状況等を調査・公表。自治体におけるICT環境整備に係る計画策定・実施を推進。</p> <p>b. 義務教育段階において、全児童生徒がそれぞれ端末を持ち、学校のみならず、家庭においても十分に活用できる環境の実現を目指し、高速通信環境が整っていない家庭に対する機器貸与の支援を含め、事業を実施する自治体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずる。</p> <p>c. オンライン学習システム（CBTシステム）の全国展開等の取組を推進。</p> <p>（デジタル教科書の普及促進） d. 2024年度からの教科書改訂に合わせた本格的な導入に向けて、有識者会議において、制度の見直しも含めた今後の在り方等を検討し、2021年夏頃に報告書を取りまとめる。</p> <p>e. 学校現場におけるデジタル教科書の普及促進を図るための実証事業等を実施。</p> <p>f. 実証事業や報告書を踏まえ、必要な措置を講じる。</p> <p>（情報活用能力の育成） g. 継続的な情報発信によって教員研修の質の向上を図る等、学校におけるプログラミング教育を効果的に実施できるよう支援。 《a-g: 文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県・政令市・市区町村の割合 <small>※（都道府県）2018年度：91.5% →2021年度：100%</small> <small>※（政令市）2018年度：85% →2021年度：100%</small> <small>※（市区町村）2018年度：21% →2021年度：50%</small></p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合 <small>※（都道府県）2018年度：87.2% →2021年度：100%</small> <small>※（政令市）2018年度：55% →2021年度：80%</small> <small>※（市区町村）2018年度：47% →2021年度：70%</small></p> <p>○児童生徒の情報活用能力に関する指標を設定<small>※データなし「情報活用能力調査」の実施を踏まえ検討</small></p> <p>○ICTを活用した授業頻度（ほぼ毎日）の割合 <small>※2019年度：小学校37.1%、中学校43.6% →2023年度100%</small> <small>（参考）OECD TALIS2018調査「児童生徒に課題や学級での活動にICTを活用させる」 日本（小学校24.4%、中学校17.9%） 参加国平均（小学校：-%、中学校51.3%）</small></p> <p>○初等中等教育段階において、遠隔教育を実施したいができていない学校の割合 <small>※2020年3月12.0%→2023年度：0%</small></p> <p>○教師のICT活用指導力の向上 ・授業にICTを活用して指導する能力 <small>※2020年3月69.8%→2023年度までに100%</small> ・児童生徒のICT活用を指導する能力 <small>※2020年3月71.3%→2023年度までに100%</small></p>	<p>○学習者用コンピュータの整備状況 <small>※2020年度：義務教育段階の児童生徒1人に1台 （※2020年3月：公立小学校5.5人に1台、公立中学校4.8人に1台）</small></p> <p>○高速大容量の通信ネットワークの整備状況 <small>※2020年3月96.6%→2022年度：100%</small></p> <p>○学習者用デジタル教科書の整備状況 <small>※2020年3月：8.2% →2025年度：義務教育段階の学校において100%</small></p> <p>○ICT支援員の活用状況 <small>※2020年3月：約2,500人→2022年度：4校に1人程度</small></p> <p>○ICT活用指導力に関する研修を受講した教員の割合 <small>※2020年3月50.1%→2023年度までに100%</small></p> <p>○統合型校務支援システムの導入率 <small>※2020年3月：64.8%→2022年度：100%</small></p> <p>○ICT活用教育アドバイザーによる助言・支援の実施状況 <small>※現状値データなし、今年度末に調査 →2021年度：助言・支援を必要としている全自治体</small></p>	<p>2-2（2）. 教育の情報化の加速</p> <p>（遠隔・オンライン教育の推進）《文部科学省》 h. 中学校の遠隔教育特例校等での実証を進め、成果検証・運用改善を図るとともに、好事例やノウハウを各種会議や有識者等を活用して発信。また、遠隔・オンライン教育の質の充実について、できるだけ早期に規制を見直し、実施する。</p> <p>i. 病気療養や不登校、感染症や災害の発生などといった要因により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒を含めた全ての子どもたちの学びを保障し充実する手段として、高等学校段階を含む各教育段階における遠隔・オンライン教育の更なる活用・推進に向け、実証研究等を進め、その結果も踏まえて必要な措置を講ずる。</p> <p>（学校の指導体制等の充実）《文部科学省》 j. 高校「情報」の免許状を有する教員の配置等を促すためのモデルの開発・周知。</p> <p>k. 調査研究を踏まえ、さらなるICT支援員の配置を促進。</p> <p>l. 研修の充実等、学校のICT環境の現状・課題を踏まえた関係者の専門性を高める取組を推進。</p> <p>m. 特別免許状・特別非常勤講師制度の活用による、各学校における積極的な外部人材の活用を促進。</p> <p>（ICT活用による校務改善等）《文部科学省》 n. 政府のデジタル化の方針等も踏まえ、投資の重複排除やシステム全体の統一性にも留意しながら、標準化・クラウド化も見据えつつ、自治体の取組状況を把握し、ICTによる校務改善を推進。</p> <p style="text-align: right;">《h-n: 文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○業務改善の方針等を策定している都道府県・政令市・市区町村の割合</p> <p>※（都道府県）2018年度：91.5% →2021年度：100%</p> <p>※（政令市）2018年度：85% →2021年度：100%</p> <p>※（市区町村）2018年度：21% →2021年度：50%</p> <p>○業務改善状況を定量的に把握している都道府県・政令市・市区町村の割合</p> <p>※（都道府県）2018年度：87.2% →2021年度：100%</p> <p>※（政令市）2018年度：55% →2021年度：80%</p> <p>※（市区町村）2018年度：47% →2021年度：70%</p>	<p>○学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合</p> <p>※2016年度：58%→2021年度：100%</p> <p>○学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定している自治体の割合</p> <p>※2017年4月：4%→2021年4月：100%</p> <p>○廃校施設のうち、活用の用途が決まっていないものの割合</p> <p>※2016年5月：21.2%→2021年度：18%</p>	<p>3. 学校規模適正化・適正配置、学校施設の統合、廃校施設の活用促進</p> <p>（統合による魅力ある学校づくり等を推進するため、学校の規模適正化・適正配置を促進）</p> <p>a. 各自治体の取組を推進しつつ、進捗把握の調査を実施・公表。（進捗の見える化）</p> <p>b. 調査結果等を踏まえ、各自治体における学校の適正規模・適正配置に係る取組の推進。</p> <p>（各自治体における公立学校施設のメンテナンスサイクルを確立し、耐久性や機能の向上を計画的に実行するための施設計画（長寿命化計画）の策定）</p> <p>c. 長寿命化計画の策定率100%を達成（未策定の自治体は公表）するとともに、交付金の事業申請は計画策定を前提とすることにより、計画に基づく施設整備の推進を促す。</p> <p>d. 整備方針等の変更があれば長寿命化計画を適宜見直すよう各自治体に促し、計画に基づく施設整備を推進。</p> <p>（廃校施設の活用促進）</p> <p>e. 現状の進捗を把握するための調査を実施し、その結果等を踏まえ、各地方公共団体における廃校の更なる活用を促進。</p> <p>f. 調査結果を踏まえ、各地方公共団体における廃校の更なる活用促進を図る。</p> <p>《a-f: 文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p>
	<p>○高等学校のコミュニティ・スクールを導入している都道府県の割合（具体的な導入計画がある都道府県も含む）</p> <p>※2018年度：44.7%→2021年度：100%</p> <p>○公立高等学校において、地域課題に係る学習の取組の推進方針を教育振興基本計画の中に位置づけている設置者の割合</p> <p>※2019年度：88%→2024年度：100%</p>	<p>4. 地域社会との連携をはじめとした、高等学校教育改革のPDCAサイクルと「見える化」の推進</p> <p>a. 高等学校と地元自治体等の地域社会の関係機関との連携・協働によって地域課題解決に係る学習プログラムを開発するための調査研究を実施。</p> <p>b. 引き続き調査研究を実施するとともに、高等学校の学科の在り方を見直し、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等の設置を可能とするなど、各高等学校における地域社会の関係機関との連携・協働を促進。</p> <p>《文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p></p> <p></p>

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

教育政策における外部資源の活用やP D C Aサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

○教育の質の向上

- ・就職を希望する大学等卒業者の就職率の向上 ※2018年度実績：97.7%→毎年度：前年度実績を上回る
- ・大学卒業者の就職・進学等率の向上 ※2017年度実績：92.2%→毎年度：前年度実績を上回る
- ・学部の壁を越えた充実した教育課程の構築を行う大学の割合の向上 ※2016年度実績：37.3%→毎年度：前年度実績を上回る

○（インプットに対する）被引用回数トップ10%論文数の増加（2020年度までに総論文数に占めるTOP10%補正論文数の割合10%以上（運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数等に関する指標の将来の活用について第4期中期目標・中期計画策定までに検討）

○企業等からの大学・公的研究機関への投資額※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資を3倍増→「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による目標値は約3,500億円（2014年度実績：1,151億円）

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○国立大学法人における寄附金受入額の増加 ※2014年度：約729億円→2020年度：2014年度比1.3倍</p> <p>○若手研究者比率の増加 ※40歳未満の大学本務教員割合を3割以上</p> <p>○我が国の大学の研究生産性（インプットに対する論文数等）の向上 ※運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数について、重点支援⑬16大学の加重平均が前年度より増加（2019年度：コストあたりTOP10%論文数の16大学の加重平均：1億円あたり約1.2本→毎年度：前年度実績を上回る</p>	<p>○運営費交付金のうち、外部資金の獲得状況や質の高い論文数など、教育・研究の成果にかかる客観・共通指標による相対評価に基づく配分対象額及び当該部分の割合の増加と影響の把握・評価。</p> <p>○「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合（目標）2022年度：80% ※認証評価の制度改革は関係審議会の審議を経て行われる予定のため、制度改革後に現状値を調査</p>	<p>5-1(1). 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し</p> <p>（厳格な第三者による評価への改善や国立大学法人運営費交付金等について、P D C Aの確立、学内配分や用途等の「見える化」、戦略的な配分割合の増加）</p> <p>a. 外部資金獲得実績や若手研究者比率、運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文など、成果にかかる客観・共通指標により実績状況を相対的に把握し、これに基づき配分。</p> <p>b. 学問分野毎の特性を反映した教育・研究の成果にかかる客観・共通指標及び評価を適用。</p> <p>c. 成果にかかる指標による配分対象割合・再配分率を順次拡大</p> <p>d. 有識者会議において、第4期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方についての考え方を2021年夏前に取りまとめを行うとともに、運営費交付金の配分ルールを検討。</p> <p>e. 検討結果を踏まえ、国立大学法人運営費交付金の配分の実施。</p> <p>f. 審議会において前年度までに整理された課題や制度改革の論点についての対応策を中心に審議。</p> <p>g. 審議を踏まえ、認証評価制度に係る必要な制度改革等を検討。</p> <p style="text-align: right;">《a-g:文部科学省》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○国立大学法人における寄附金受入額の増加 ※2014年度：約729億円→2020年度：2014年度比1.3倍</p> <p>○若手研究者比率の増加 ※40歳未満の大学本務教員割合を3割以上</p> <p>○我が国の大学の研究生産性（インプットに対する論文数等）の向上 ※運営費交付金等コスト当たりTOP10%論文数について、重点支援③16大学の加重平均が前年度より増加(2019年度：コストあたりTOP10%論文数の16大学の加重平均：1億円あたり約1.2本→毎年度：前年度実績を上回る</p>	<p>○「評価による無用な負担が軽減された」と回答した大学の割合（目標）2022年度：80% ※認証評価の制度改革は関係審議会の審議を経て行われる予定のため、制度改革後に現状値を調査</p> <p>○運営費交付金のうち、外部資金の獲得状況や質の高い論文数など、教育・研究の成果にかかる客観・共通指標による相対評価に基づく配分対象額及び当該部分の割合の増加と影響の把握・評価。</p>	<p>5-1(2). 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し</p> <p>（大学の連携・統合等、外部人材の理事登用促進による大学の経営力強化）</p> <p>h. 各私立大学における経営力強化に係る実施状況の調査を実施 i. 地域連携プラットフォームの構築や大学等連携推進法人制度の活用状況を見つつ、必要に応じて制度の改善を行う。 j. 運用の改善の活用を含め、連携・統合の事例等を収集し、各大学に周知。</p> <p>（高等教育における遠隔・オンラインの活用）</p> <p>k. 遠隔・オンライン教育の質の充実について、できるだけ早期に規制を見直し、実施する。また、デジタル時代に合致するよう、高等教育における大学等設置基準等の見直しについて、審議会等での議論を加速し、結論を得る。 《h-k:文部科学省》</p>		→	
<p>○第4期中期目標・中期計画策定までにKPIを設定</p>	<p>○第4期中期目標・中期計画策定までにKPIを設定</p>	<p>5-2. 国立大学改革の加速のための枠組みの構築</p> <p>a. 国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議の最終とりまとめ(2020年中(予定))を踏まえ、定員変更に必要な手続きの簡素化などの定員管理の柔軟化や余裕金の共同運用、留学生対象授業料に係る規制の緩和等の必要な制度改革を実施。</p> <p>b. 2022年度の第4期中期目標・中期計画開始までにKPIを設定。 《a, b: 文部科学省》</p>		→	

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○定員充足率80%未満で赤字経営となっている大学について①学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を下回る水準へ引き下げ ※定員充足率80%未満かつ赤字経営大学における学生一人当たり平均：2019年度：158千円（全大学平均：150千円）</p> <p>②学生一人当たり経常費補助額が全大学平均を上回る大学数の減少</p>	<p>○一般補助における教育の質に応じたメリハリの強化の状況 ※2019年度予算：▲5%～+5%（※2018年度予算：▲2%～+2%）</p> <p>○赤字経営、定員割れ大学への減額ルールの設定・実施の効果 ※入学定員充足率90%未満の私立大学の割合（2017年度：26.3%→2023年度：半減） ※情報の公表状況により私学助成の減額となる大学数（2017年度：36校→2023年度：半減）</p>	<p>6. 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化</p> <p>a. 2019年度に行ったメリハリある配分強化（定員未充足に対する調整係数の強化及び教育の質に係る客観的指標の強化、特別補助の交付要件見直し等）の成果を踏まえ、引き続きメリハリある配分を実施。</p> <p>b. 私学助成に係る調査研究結果や私学助成の配分の実態等を踏まえ、教育の質保証や経営力強化に向けたメリハリある配分を引き続き検討。</p> <p style="text-align: right;">《文部科学省》</p>	→	→	
<p>○高等教育の修学支援新制度の支援対象学生のG P A（平均成績）、就職・進学率の状況 ※高等教育の修学支援新制度は開始直後のため、制度実施後に現状値を調査の上、目標値を設定</p>	<p>○教育の質を担保するための、高等教育の修学支援新制度の支援対象機関に係る具体的・統一的要件（シラバス、GPA（平均成績）等）の設定・適用状況</p> <p>○経営困難な大学等及び専門学校についての高等教育の修学支援新制度の支援対象機関としない条件の設定・適用状況 ※2019年度に機関要件を設定し、2019年度以降継続して適用</p>	<p>7. 学生への修学支援の重点的・効率的な実施</p> <p>a. 大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつき、支援対象学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようにすることを目指し、高等教育の修学支援新制度を引き続き実施。 《文部科学省》</p> <p>b. 高等教育の修学支援新制度の成果や実施状況を検証。 《文部科学省》</p>	→	→	

政策目標 文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

教育政策における外部資源の活用やPDCAサイクルの徹底、デジタル化の推進、改革の取組や教育成果に応じた財政支援のメリハリ付けの強化等により、少子化の進展や厳しい財政状況等の中でも、学習環境の格差が生じることを防ぎ、次代を担う人材育成の取組の質を向上させる。

○地方自治体の教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画）に基づき、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する具体的な取組を実施している割合：※2018年度：都道府県：40.4%、指定都市：35.0%、市区町村：12.6%[速報値] →2021年度：50%

○全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果をPDCAサイクルに組み込み、教育内容等の改善に向けた取組に活用している大学の割合

※来年の改革工程表までに現状値を調査→（目標）2022年度：100%

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○公立化された大学の地域貢献の実現 ※卒業生の地域内就職率、地域内入学者率等の変化を把握して評価</p>	<p>○今後私立大学から公立化する大学について、見込まれる経営見通しや設立団体の財政負担が見える化 ※2018年中に策定した「見える化」の方策に基づき、2021年以降も「見える化」を推進</p>	<p>8. 私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の見える化、教育成果に応じたメリハリ付け a. 地方自治体との連携を強化し、「見える化」の方策(2018年)に基づき、①公立化事例の財政上の影響分析や公立化の効果の「見える化」、②公立化に際しての経営の現状・見通し、財政負担の見通しを把握の上の「見える化」を推進。《文部科学省、総務省》</p>	→		
<p>○地方自治体の教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画）における、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する取組を盛り込んでいる割合 ※2018年度：都道府県：44.7%、指定都市：35.0%、市区町村：17.5%[速報値] →2021年度：100%</p> <p>○全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果を評価・検証している大学の割合 ※（目標）2022年度：100%</p>	<p>○全国学力・学習状況調査に関するデータの研究者等への貸与件数 ※2017年度：7件（委託研究等による貸与件数）→2021年度：2017年度比3倍増</p> <p>○調査データの二次利用件数 ※2017年度：260件→2021年度：340件</p> <p>○全国学生調査に参加又は大学自らで学生調査を実施している大学の割合 ※（目標）2022年度：100%</p> <p>○中学校卒業段階の英語力CEFR A1相当以上、高校卒業段階の英語力CEFR A2相当以上の割合 ※2018年度：中42.6%、高40.2% →2022年度：50%以上</p>	<p>9（1）. ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立 (教育政策全体の取組の効果検証や分析等を通じたEBPMの加速)</p> <p>a. 第3期教育振興基本計画のフォローアップの実施を通じて、教育政策の評価・改善を進めるなど、実効性あるPDCAサイクルを構築。</p> <p>b. 新型コロナウイルス感染症が教育に与えた影響の調査研究、新学習指導要領におけるアクティブ・ラーニングやGIGAスクール構想等の効果検証・分析を進め、新たな評価手法の確立、対面とオンラインの最適な組み合わせ、個別最適な学びや協働的な学びの実現、成果・課題の見える化等を推進。</p> <p>c. 第4期教育振興基本計画（2023年度～）への活用等を目指し、文部科学省実施調査、教育関連のデータの標準化や利活用の方策の検討・実施、データベースの構築・整備等を推進。</p>	→	→	→

文教・科学技術 1. 少子化の進展を踏まえた予算の効率化と教育の質の向上

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○地方自治体の教育振興基本計画（教育基本法第17条第2項に基づき地方自治体が定める計画）における、エビデンスに基づくPDCAサイクルに関する取組を盛り込んでいる割合 ※2018年度：都道府県：44.7%、指定都市：35.0%、市区町村：17.5%[速報値]→2021年度：100%</p> <p>○全国学生調査や大学自らで実施した学生調査の結果を評価・検証している大学の割合 ※（目標）2022年度：100%</p>	<p>○全国学力・学習状況調査に関するデータの研究者等への貸与件数 ※2017年度：7件（委託研究等による貸与件数）→2021年度：2017年度比3倍増</p> <p>○調査データの二次利用件数 ※2017年度：260件→2021年度：340件</p> <p>○全国学生調査に参加又は大学自らで学生調査を実施している大学の割合 ※（目標）2022年度：100%</p> <p>○中学校卒業段階の英語力CEFR A1相当以上、高校卒業段階の英語力CEFR A2相当以上の割合 ※2018年度：中42.6%、高40.2%→2022年度：50%以上</p>	<p>9（2）．ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立 （教育政策全体の取組の効果検証や分析等を通じたEBPMの加速）</p> <p>d. 1人1台環境も踏まえつつ、学力等に関してパネルデータとしての活用のあり方について検討を行う。</p> <p>e. 全国学力・学習状況調査に関して、貸与対象データを拡充し、改善したガイドラインに則りデータ貸与を促進。</p> <p>f. 試行的に第2回、第3回全国学生調査(2021、2022年度)を実施し、2023年度に本格的な調査を実施。</p> <p>g. 地方公共団体の取組状況を把握しつつ、コンソーシアムでの取組をはじめとする国の取組の情報提供等、必要な支援により取組を一層推進。</p> <p>h. 英語力向上に関する調査の分析結果を自治体や教育関係者に共有。</p> <p>i. 自治体の取組状況を把握しつつ有効事例の共有等、自治体の取組を一層推進。</p> <p>j. プログラミング等で育まれる児童生徒の「情報活用能力」を把握するため、2021年度に情報活用能力調査を実施。</p> <p>k 調査結果を取りまとめ、今後の施策に活用。</p> <p style="text-align: right;">《a-k 文部科学省》</p>			
					→

EBPM化を図りながら、官民をあげて研究開発を推進することで、国民の生活の質の向上等に貢献する形で、Society5.0やイノベーション・エコシステムの構築等の実現を目指し、世界最高水準の「イノベーション国家創造」の実現につなげる。

- 世界経済フォーラム世界競争力項目別ランキング「イノベーション力」の順位の維持・向上（2018年度は第6位）※評価指標の変更により、順位が変動する可能性がありうる
- 被引用回数トップ10%論文数の割合の増加（2014-16年:8.5%→2018-20:10%以上）
- 企業等からの大学・公的研究機関への投資額※2025年度までに、大学・国立研究開発法人等への民間研究開発投資を3倍増→「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による目標値は約3,500億円（2014年度実績：1,151億円）

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出</p> <p>※大学の特許の実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件）</p> <p>※未達成のKPIを引き続きフォローしつつ、次期基本計画を踏まえ、KPIを設定・更新</p>	<p>○EBPM化を実現するツールとしての、エビデンスシステムの構築・活用</p>	<p>10. 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る</p> <p>a. エビデンスシステムを活用し、次期基本計画のレビューや基本計画に位置付けられる個別施策の立案や評価、国立大学等のマネジメントを通じた経営改善など、効果的なEBPMを推進。 《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p>			
	<p>○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額</p> <p>※大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額（2015年度：21,000件、467億円→2021年度：2015年度比2倍）</p> <p>※未達成のKPIを引き続きフォローしつつ、次期基本計画を踏まえ、KPIを設定・更新</p> <p>○SIPにおけるマッチングファンド率</p> <p>※2020年度内に実施する中間評価を踏まえ、下記の二つの条件を同時に満たす研究開発サブテーマについて、2021年度、2022年度のマッチングファンド率50%。ただし、大学、国立研究開発法人等公的研究試験機関及びスタートアップ企業において実施する研究開発を除く。</p> <p>a) 中間評価時点でTRL(Technology Readiness Level)が5以上のもの、又は、SIP終了時で6以上のもの。</p> <p>b) 国が率先して取り組むべき社会課題解決のための研究開発テーマではなく、専ら民間企業の競争力強化に資するもの。</p> <p>○PRISMにおける民間からの資金等（人・物・資金）の受入状況</p> <p>※民間資金の受入を国費の約4分の1以上。</p>	<p>11. 国民の生活の質の向上、歳出効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げてSDGs等の社会的課題解決に資する研究開発を推進</p> <p>（戦略的イノベーション創造プログラム（SIP））</p> <p>a. 2020年度の中間評価の結果に応じた研究開発体制及び予算配分等の機動的な見直しを行いながら、条件を満たす研究サブテーマについてマッチングファンド率50%を達成しつつ、事業を着実に実施。</p> <p>※SIPにおけるマッチングファンドとは、SIPの研究開発・実証等に参画する民間企業等の人的・物的貢献を金額的に評価するもの。マッチングファンド率＝民間貢献額/（国からの委託費+民間貢献額） 《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p> <p>（官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM））</p> <p>b. 2020年度に実施する中間評価（PRISM制度の目的である民間研究開発投資誘発効果や財政支出の効率化について評価）を踏まえ、事業の改善をはかりながら着実に推進。加えて、公的サービスの産業化が期待される分野に向けた誘導の在り方について検討。 《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p>			

文教・科学技術 2. イノベーションによる歳出効率化等

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○科学技術政策におけるEBPM化が図られたことによる成果の創出</p> <p>※大学の特許の実施許諾件数の5割増加（2020年度：年間15,000件）</p> <p>※未達成のKPIを引き続きフォローしつつ、次期基本計画を踏まえ、KPIを設定・更新</p>	<p>○次世代放射光施設の整備に係るプロジェクトの進捗率</p> <p>⇒2023年度までに100%（20%（2019年度）→100%（2023年度））</p>	<p>12. 民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同の新たな仕組みで推進</p> <p>a. 次世代放射光施設について、官民地域パートナーシップによる役割分担に基づき、2023年度中の運用開始を目指し、整備を着実に進める。《文部科学省》</p>			
	<p>○大型研究施設の産学官共用が推進されるよう、毎年度安定的に利用時間を確保</p> <p>※共用システムを構築した研究組織数（2018年度：70→2020年度：100→2023年度：130）</p>	<p>13. 大型研究施設の整備及び最大限の産学官共用を図る（大型研究施設の産学官共用の促進）</p> <p>a. 世界最先端の大型研究施設の遠隔化・自動化を含めた整備及び最大限の産学官共用を着実の実施や、スーパーコンピュータ「富岳」の活用を通じ、研究のデジタル化・リモート化・スマート化を推進。《文部科学省》</p> <p>（大学等の研究設備・機器等の共用）</p> <p>b. 大学等・研究機関全体の「統括部局」の機能を強化し、研究設備・機器群を戦略的に導入・更新・共用する仕組み（コアファシリティ）を構築。《文部科学省》</p>			
	<p>○「次期基本計画」「統合イノベーション戦略」に沿った科学技術イノベーション政策の着実な実施</p> <p>○大学等と民間企業との共同研究件数・受入金額【再掲】</p> <p>○2020年度までに40歳未満の大学本務教員の数を2013年度から1割増加</p> <p>○2020年度までに研究開発型ベンチャー企業の新規上場数（IPO等）を2014年度の水準から倍増</p> <p>○ムーンショットの各研究計画でKPIを設定</p> <p>○「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を踏まえ、次期基本計画の検討において、最新のデータを踏まえて検討</p> <p>○2021年度中に大学・高専における数理・データサイエンス・A教育プログラム認定制度の運用開始</p> <p>※未達成のKPIを引き続きフォローしつつ、次期基本計画を踏まえ、KPIを設定・更新</p>	<p>14. 政府事業・制度等のイノベーション化の推進</p> <p>a. イノベーション化に関する情報の集約・分析等の調査を実施し、その結果に基づき、事業への科学技術イノベーションの導入について、所管する関係府省庁へ提案。各府省庁は先駆的取組の取り込み等を進めるとともにCSTIと連携し、更なるイノベーション化を推進。</p> <p>b. 次期基本計画を踏まえ、必要に応じて取組内容を見直し。《内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p>			
		<p>15. 経済財政諮問会議と科学技術関連司令塔の連携強化により、科学技術基本計画の着実な推進を図り、世界最高水準の「イノベーション国家創造」を目指す</p> <p>a. 若手研究者の支援策や官民研究開発投資の拡大方策、STEAM人材育成等も盛り込んだ次期科学技術・イノベーション基本計画に沿って取り組む。《a: 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)》</p> <p>b. 10兆円規模の大学ファンドを創設し、その運用益を活用することにより、世界に比肩するレベルの研究開発を行う大学の共用施設やデータ連携基盤の整備、博士課程学生などの若手人材育成等を推進することで、我が国のイノベーションエコシステムを構築。《b: 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)、文部科学省》</p>			

スポーツ・文化の経済的価値等を活用した財源を将来の投資に活用・好循環させることにより、スポーツ・文化の価値を当該分野の振興のみならず経済・社会の発展に活用する。

○企業等から・文化機関・スポーツ機関への投資額 ※2025年の文化とスポーツの市場規模：33兆円

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○スポーツツーリズム関連消費額 ※2015年度：約2,204億円 →2021年度：3,800億円</p> <p>○スポーツ市場規模 ※2012年：5.5兆円 →2020年：10兆円、2025年：15兆円</p>	<p>○スポーツ参画人口の拡大 ※成人の週1回以上のスポーツ実施率：2017年度51.5%→2021年度65%程度</p> <p>○地域交流拠点としてのスタジアム・アリーナ設置数 ※2017年から2025年までに20拠点 ※スタジアム・アリーナ改革により、民間活力の導入を促し、収益性の向上を図る。</p> <p>○地域スポーツコミッション設置数 ※2016年度：56→2021年度：170</p> <p>○スポーツ目的の訪日外国人旅行者数 ※2015年度：約138万人→2021年度：250万人</p> <p>○大学スポーツアドミニストレーター配置大学数 ※2017年度：17大学→2021年度：100大学</p> <p>○UNIVAS加盟団体数 ※2019年：220団体→2025年：460団体</p>	<p>1.6. 民間資金も活用した官民一体となったスポーツ施策の推進 (スポーツによる地域活性化の推進) a. 官民が連携したプロモーション展開、有用情報の集約・拡散、地域連携の促進等の実施するとともに、地域スポーツコミッション※を展開。 ※地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、地域活性化に取り組む組織</p> <p>(大学横断・競技横断的統括組織の設立等によるスポーツ振興) b. 大学スポーツ協会(UNIVAS)等の活動により大学スポーツの振興を図る。</p> <p>(スタジアム・アリーナ改革の推進) c. ガイドブック等の普及や先進事例の形成及びKPI対象施設の選定・先進事例の拡大。 d. スタジアム等の効果検証 手法の普及。</p> <p>(ポストコロナのスポーツ政策) e. 感染症拡大の影響を踏まえ、デジタル技術の活用や新たな付加価値の創出の観点から、参画人口や市場規模の拡大を目指す既存の取組を進化・発展させるとともに、2021年度中にポストコロナ時代にふさわしい新たなKPIの設定や取組を検討・実施。</p> <p>《a-e:文部科学省》</p>	→	→	→ (2025年まで)
<p>○国民の文化活動への寄付活動を行う割合 ※2016年度：9.6%→上昇</p> <p>○国立美術館・博物館の寄付金受入額 ※2016年度: 国立美術館 約8.5億円 国立文化財機構 約7.5億円 →増加</p> <p>○文化の市場規模 ※2016年度：8.9兆円 →(目標) 2025年までに18兆円(GDP比3%程度)に拡大</p>	<p>○国立美術館・博物館の自己収入の増加 ※毎年度、前年度実績を上回る</p> <p>○文化施設の入場者数・利用者数の増加 ※2017年度：約1.4億人</p> <p>○アート市場規模の拡大 ※2017年：3.6%→2021年：7%</p> <p>※2021年度に実施する文化芸術振興基本計画の中間評価や感染症拡大の影響を踏まえ、KPIを更新</p>	<p>1.7. 民間資金を活用した文化施策の推進 (民間資金等による文化財の保存・活用の推進) a. 文化財所有者等が、必要に応じて有識者の知見も活用しつつ、企業の先端技術を駆使した民間資金による文化財活用方策を検討・実施。</p> <p>(国立美術館・博物館の自己収入を活用した収蔵品の修理) b. コロナの影響により停滞した国立美術館等の自己収入を前年度よりも回復させ、それらも活用し、収蔵品の修理、多言語化や外国人向けコンテンツの充実等、文化施設の機能強化に努める。</p> <p>c. 国立博物館等の取組を参考にしつつ、地域の特性を踏まえながら公立博物館等の自立した取組を促進するとともに、好事例を発信。</p> <p>(アート市場の活性化) d. 企業等が保有する美術品の有効活用を促進する仕組みに向けた検討を踏まえた美術の振興を図る機能の整備。</p> <p>(ポストコロナの文化政策) e. 感染症拡大の影響を踏まえ、デジタル技術の活用や新たな付加価値の創出の観点から、自己収入や市場規模の拡大を目指す既存の取組を進化・発展させるとともに、2021年度中にポストコロナ時代にふさわしい新たなKPIの設定や取組を検討・実施。</p> <p>《a-e:文部科学省》</p>	→	→	→

5. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

ボトムアップ改革を進めるため、先進的な分野について各省が実施しているモデル事業について、歳出効率化効果・経済効果等を定量的に把握し、評価・公表するとともに、効果が高いものについて、所管省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進め、その状況をフォローアップする。地方自治体が実施するモデル事業も同様に効果の把握・評価・公表・横展開を促進する。また、必要な公的サービスの質を維持しつつ効率化を図るため、技術革新の成果を行政サービス、行政事務のあらゆる分野に取り入れる。

（再掲）

- 糖尿病等の生活習慣病や慢性腎臓病の予防の推進（社保-2）
- 認知症予防の推進及び認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供（社保-3）
- 企業による保険者との連携を通じた健康経営の促進（社保-18）
- 保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等（社保-19）
- 元気で働く意欲のある高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国に展開（社保-24）
- 在宅看取りの好事例の横展開（社保-27）
- 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進（法定外繰入の解消等）（社保-33 ii）
- 効率的・効果的な老朽化対策の推進（社資-6）
- 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開（社資-9）
- 立地適正化計画の作成・実施の促進（社資-14）
- 水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進（地財-5）
- 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進（地財-6）